汚染土壌等処理処分費及び掘削量内訳記入表

汚染土壌及び掘削廃棄物について運搬費込みの処理処分単価を記入すること。本様式は、発注仕様書6-2-4.に示す精算手続きに使用するため、信頼性及び確度の高い計画とすること。

また、掘削量については、工事区域ごとの内訳を記入すること。

1. 汚染土壌処理処分単価等

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄 |
| 汚染土壌の性状 |  |
| 処理処分施設名称 |  |
| 許可の種類・内容 |  |
| 処理・処分の方法 |  |
| 処理委託単価（円/㎥）　【①】 |  |
| 運搬委託単価（円/㎥）　【②】 |  |
| 処理処分単価（運搬費込）（円/㎥）　【①＋②】 |  |

※単価には諸経費・消費税及び地方消費税相当額は含まないものとすること。

1. 健全土処理処分単価等

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄 |
| 処理処分施設名称 |  |
| 処理・処分・資源化の方法 |  |
| 処理委託単価（円/㎥）　【③】 |  |
| 運搬委託単価（円/㎥）　【④】 |  |
| 処理処分単価（運搬費込）（円/㎥）　【③＋④】 |  |

※単価には諸経費・消費税及び地方消費税相当額は含まないものとすること。

健全土の処理処分単価はつぎのとおりとする。

健全土の処分先は、広島市のホームページに掲載されている「建設発生土及び建設廃棄物処分費一覧表（都市整備局技術管理課）」での「Ⅰ建設発生土関係」のうち「建設発生土の再資源化施設」として計画するものとし、難しい場合は「広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設」とすること。また、健全土の処理処分単価は、同処分費一覧表（最新）を基本とし、運搬費を含めて最安単価となる処分先を選定すること。その際の運搬費については、広島市ホームページに掲載されている「土木工事標準積算基準書」及び「施工パッケージ型積算方式標準単価表」の最新版等に基づき、適正に算出すること。

1. 掘削量内訳（㎥）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区域の区分 | 健全土 | | 汚染土壌 | | 計 |
| 場内埋戻 | 場外処分 | 場内埋戻 | 場外処分 |
| 汚染区域 |  |  |  |  |  |
| 非汚染区域 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

※区域の区分のうち「汚染区域」とは、発注仕様書の図6-2に示す「おそれの比較的多い範囲」と「おそれの比較的多い配管」の区域とし、「非汚染区域」をそれ以外の区域とする。

※敷地のうち南環境事業所敷地の範囲については、法に基づく区域指定をするまでの間に掘削土を場外搬出する場合は、土壌汚染調査をすることなく当該土壌を健全土として場外搬出できるものとして計画すること。

※本表のうち各区域の場外処分土量の合計は、発注仕様書6-2-4.1)の(1)にある「技術提案書等に提案する搬出土量」として取り扱う。

以　上